

日 薬 業 発 第 484 号
令 和 5 年 3 月 17 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認に関するご連絡等につきましては、令和5年2月7日付け日薬業発第431号ほかにてお知らせしているところです。

今般、「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイトの「オンライン資格確認の原則義務化、経過措置等に関するよくあるご質問」の経過措置の項目の中に、「やむを得ない事情（6）その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局」に関するQ&Aが更新されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（更新内容）

4. オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について

・やむを得ない事情（6）その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

Q5：第6号による届出は、オンライン資格確認の導入義務化の例外措置又は第1号から第5号までの類型と同視できる特に困難な事情があるかについて個別に判断がなされるものとされているが、「特に困難な事情」があることが確認できなかった場合、医療機関・薬局には連絡があるか。

A5：届出の記載内容から、オンライン資格確認の導入が特に困難な事情に当たることが確認できず、有効な届出とは確認できなかった場合、その旨を医療機関・薬局に連絡することとしています。具体的には、アカウント登録済みの医療機関・薬局がポータルサイトのフォームから届出を行った場合は、登録されたメールアドレス宛に確認結果の連絡を行うこととしており、また、その他の医療機関・薬局については、医療機関・薬局の所在地宛に確認結果を郵送することとしています。

Q6：上記のとおり、第6号として有効な届出とは確認できなかった旨の連絡があり、そのまま未導入の状態でも令和5年4月1日を迎えた場合、医療機関・薬局は、療養担当規則等に違反することとなるか。

A6：1月27日から経過措置の届出を受け付けていますが、特に第6号の届出内容の確認には一定の時間を要しています。今後、届出の要件に該当することが確認できなかった旨の連絡をさせていただくこととなる保険医療機関・薬局については、3月末までにオンライン資格確認を導入することが事実上困難であることが想定されることから、直ちに療養担当規則等に違反する状態とならないよう、厚生労働省において、必要な経過的な取扱いを講じることとしています。

(掲載先)

- オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」
トップページ > 令和5年4月からオンライン資格確認導入が原則として義務付けられます（ページ内の「**■**オンライン資格確認の原則義務化、経過措置等に関するQAを公開いたしました。（令和5年1月30日更新）（随時、QAを更新予定）」の「経過措置」のやむを得ない事情（6）に掲載）

<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/post-21.html>